

杉並区会計年度任用職員(短時間)

【保育(有資格)】募集案内

令和7年3月7日
杉並区

【1】採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員 (短時間)	保育 (有資格)	1日6時間・ 1週5日	若干名	杉並区立 こども発達センター

(2) 仕事内容

こども発達センターたんぽぽ園は、発達に遅れや心配のあるお子さんを対象にした児童発達支援事業所です。たんぽぽ園において、保育補助業務に従事していただきます。

(3) 任用期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

※条件付採用期間(試用期間)1か月

※公募によらない再度の任用(更新)制度あり

(公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。)

(4) 応募資格

① 保育士資格

② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、資格証の写しを添付の上、次により申し込んでください。

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
郵 送 または 持 参	<u>令和7年4月7日（月）まで（必着）</u> (持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで)	〒166-0072 杉並区高井戸東1-18-5 杉並区立こども発達センター

※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（短時間）【保育】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。

※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、杉並区個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	所定の申込書、資格証の写しにより書類選考を行います。 ※ 申込書・資格証の写しは、返却いたしません。また、今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	合格にかかわらず、令和7年4月11日（金）までに第一次選考受験者に結果通知を発送します。	

【4】 第二次選考

日時・場所 (予定)	○令和7年4月中旬 (時間等の詳細は第一次選考の結果連絡時にお知らせします。) ○杉並区立こども発達センター	
方 法	面 接	会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和7年4月下旬（詳細は、第二次選考当日にご説明します。）	

【5】 報酬・手当

時給 1, 628円（令和6年12月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

※1 再度任用された場合、経験加算（昇給）があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。

※2 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）

※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

※4 期末手当を支給します。（6か月以上の任用期間がある場合に支給します。ただし勤務時間が1週15時間30分未満かつ勤務日数が1週2日以下の場合には支給対象外です。）

【6】 勤務条件・休暇等

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、週5日勤務です。
ただし、配属先によっては土曜日・日曜日・祝日法による休日の勤務となる場合があります。
- ◇ 勤務時間は原則として午前9時から午後3時までの1日6時間勤務（休憩時間はなし）です。
- ◇ 年次有給休暇が勤務形態に応じて付与されます。（例：1週5日勤務の場合、年10日）
- ◇ その他に、慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。
（ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。）

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 勤務形態に応じて、社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。（期末手当該当者のみ）

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設される地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 その他

採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。

照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用しない場合があります。

【11】 申し込み・問合せ先

杉並区役所 保健福祉部障害者施策課こども発達センター

〒168-0972

東京都杉並区高井戸東1-18-5

TEL：03-5317-5661

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>